

第7章 その他関連施策の促進

地震による人的・経済的被害を軽減するためには、過去の地震における被害等を踏まえた総合的な安全対策が求められます。

大東市は大阪府と連携して、住宅や建築物の耐震化に加え、必要最低限の安全空間の確保やブロック塀等の安全確保対策、非構造部材や建築設備の耐震対策などの対策などについて、建物所有者に対して必要な対策を講じるよう指導を行うとともに、近年多発している災害からの知見等も活かしながら、市民への減災化に関する情報提供により、危機意識を喚起するなどの取組みを進めます。

1. 居住空間の安全性の確保

地震による被害を最小限にするためには、居住空間における生命重視の減災化対策を行っていくことが重要です。特に、滞在時間の長い居間や寝室などの居住空間において地震の揺れに対する安全な空間を確保することは、命を守る有効な手段となります。

(1) 家具の転倒防止の促進

地震によってたとえ建物が倒壊しなくとも、家具の転倒が避難の妨げとなり、延焼火災からの避難が遅れるなどの被害が発生するおそれがあります。家具固定材の設置や屋外への避難経路に留意した家具配置の工夫などについて、まちまる支援事業やウェブサイト、パンフレット等により情報提供していきます。

(2) 防災ベッド※や耐震テーブル※活用の促進

住宅の耐震改修が困難な場合、耐震ベッドや耐震テーブルなどの地震リスクを低減するための家具の導入が有効です。地震により住宅が倒壊しても就寝スペースを守ることができる防災ベッドや、日常的に家具として使用しながら倒壊時に命を守ることができる耐震テーブルは、建物全体の改修に比べ、比較的簡易に実施できる地震対策であり、ウェブサイト、パンフレット等により情報提供していきます。

2. ブロック塀等の安全対策

平成30年6月の大坂府北部における地震では、ブロック塀等の倒壊によって人命に関わる被害が発生しました。ブロック塀等の危険性や安全対策については、関係部署との連携により危険なブロック塀等の把握し、所有者自身の適正な維持管理により安全性が確保されるよう、引き続き安全点検の周知啓発と相談支援を行い、総合的な安全性の向上に努めます。

3. 非構造部材の安全対策

東北地方太平洋沖地震や熊本地震では、大規模空間の天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等の非構造部材の被害が多くありました。非構造部材の安全対策には、建物所有者等による定期的な点検・補修を第一に、部材の軽量化や内外装材の脱落防止等、非構造部材の種類や箇所に応じた対策があります。

(1) 屋根瓦・窓ガラス、外壁等の脱落防止対策

屋根瓦・窓ガラス・外壁等は、中規模の地震でも相当の被害が発生し、道路通行者に負傷者等が発生する事態が想定されます。

建物所有者や管理者に対して、屋根改修時の軽量化や窓への飛散防止フィルムの貼付け、外壁改修時の脱落防止対策の重要性などの普及啓発に取組みます。

また、脱落により危害を加える恐れのある建築物については、建物所有者等に対して、大阪府と連携し建築基準法に基づく定期報告などにおいて安全性の確保が図られるよう、脱落防止対策の重要性の周知に努めます。

(2) 天井の脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設などの大規模な集客施設の天井が脱落し、人的・物的被害が発生し、これを受け、平成26年4月に建築基準法関係法令が改正され、一定規模の天井高さと空間を有する建築物の地震時の天井脱落対策が義務付けられました。

脱落により、危害を加えるおそれのある建築物については、建物所有者等に対して、大阪府と連携し建築基準法に基づく定期報告などにおいて安全性の確保が図られるよう、天井等の脱落防止対策の重要性の周知に努めます。

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策・エスカレーターの脱落防止対策

大阪府北部を震源とした地震の発生時には、約66,000台のエレベーターが緊急停止し、339件のエレベーター内への閉じ込めが発生しました。

これを受けて、国において、閉じ込め対策として早期救出や安全確保、停止したエレベーターの早期復旧、故障、損傷の抑止について、エレベーター業界を中心とした取組みの方向性が示されました。

今後は、大阪府と連携し定期検査等の機会を捉え、建物所有者等に対して、現行基準に適合しないエレベーターの地震時のリスクや閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策などの重要性を周知し、安全性の確保を促進します。

(4) 給湯設備の転落防止・配管等の設備の落下防止対策

地震時における給湯設備などの転落防止対策やそれに付随する配管等の落下防止対策に関する周知啓発を進めていきます。

4. 超高層建築物等における長周期地震動※対策

東北地方太平洋沖地震において、首都圏や大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが観測され、この要因である長周期かつ長時間継続する地震動に対して、国は「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について」を示しました。

同対策は、南海トラフ沿いで約100～150年の間隔で発生しているとされるM8～9クラスの巨大地震に備えて、超高層建築物等を新築する際の大震認定の運用を強化するとともに、同区域内の既存の超高層建築物等について、今回対策を求める地震動の大きさが設計時の想定を上回る場合には、大きな揺れによる家具の転倒、内外装材や設備の損傷等による危害が発生するおそれがあることから、大東市は大阪府などと連携して、自主的な検証や必要に応じた補強等の措置を促進します。

5. 総合防災マップの活用

大東市では、地震の被害想定、危険地域、避難場所などを示した防災マップを作成し、市のウェブサイトに掲載しています。今後も引き続き総合防災マップを活用し、市民の住宅・建築物に対する耐震化意欲の向上を図ります。

6. 空家対策との連携

空家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動を妨げるなど地震による人的被害を拡大させる可能性があるため、大東市空家等対策計画と連携を図りながら、空家の適正な管理や除却※等を進めることで、まちの安全・安心を確保します。

特に保安上の危険性や衛生上の問題を有する旧耐震の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条第2項）については、災害時の被害軽減のため、建物所有者・管理者に対する除却や耐震化促進の必要性の啓発、耐震化工事補助や除却補助制度（家の取壊し）等に関する情報提供、相談会の実施などを進めます。